

プレコンセプションケア講師派遣事業の登録について

1. プレコンセプションケア講師派遣事業とは

滋賀県内でプレコンセプションケアの講師として登録された講師が、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業等からの依頼に基づき、プレコンセプションケアに関する出前講座を実施する事業

2. 実施主体：滋賀県

3. 実施機関：一般社団法人滋賀県助産師会

4. 講師派遣事業開始時期：令和6年9月1日～

5. 講師登録の資格等

医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、栄養士、心理士、思春期保健相談士等の専門的な資格があり、プレコンセプションケアの内容（一部でも可）の出前講座が可能な人。

出前講座の内容は①性に関する正しい知識と命の大切さ、②生涯を見据えた若者の健康づくり、③妊娠・出産の選択を含めた将来設計の内容のいずれかを含むものとする。

6. 登録方法

講師登録の希望者は、別紙登録用紙を、滋賀県子ども若者部子育て支援課あて Mail (boshihoken@pref.shiga.lg.jp) または FAX : 077-528-4868 で送付する。

※団体として登録を希望する場合は、滋賀県子ども若者部子育て支援課あて電話 (077-528-3567) または Mail で団体登録希望の連絡をする。

受付けた内容を件および滋賀県助産師会で確認し、講師派遣事業の講師登録を行う。

7. 講師登録一覧の作成

登録後は、講師登録者一覧表に記載し、プレコンセプションケア講師派遣事業ホームページに掲載する。

8. 講師派遣の方法

プレコンセプションケア講師派遣事業実施要領に基づき、講師として出前講座を行う。

9. 報告書・資料の提出

出前講座終了後1週間以内に、講師は、別に定める派遣終了報告書と使用した資料を実施機関に提出する。

10. 報酬・旅費の支払

報告書と使用した資料を実施機関が受理した後、実施機関が定めるプレコンセプションケア講師派遣事業の講師料、旅費の規定に基づき、振込にて支払う。

11. 研修の受講

講師登録希望者は令和6年7月31日に開催したプレコンセプションケア講師派遣事業研修会のオンデマンド視聴を必須とする。